

2013年IFRSカンファランス (アムステルダム) 報告

I はじめに

国際財務報告基準 (IFRS) 財団主催のIFRSカンファランスが、2013年6月27日と28日の両日にわたり、アムステルダムで開催された。カンファランスは、①Hans Hoogervorst 国際会計基準審議会 (IASB) 議長のスピーチ、②IASBアップデート、③基調講演 (Klas Knot オランダ中央銀行総裁)、④テクニカル・アップデート (金融商品)、⑤特別セッション (投資家に焦点を置いたIFRSアップデート等)、⑥ブレイクアウト・セッション (リース・保険契約等) から成り、主な内容を以下で紹介する。

II Hoogervorst IASB議長のスピーチ

Hoogervorst議長は、①G20の目標である国際的な会計基準に向けた進捗、②最近の重要な作業として、金融商品の減損・保険契約・概念フレームワーク、③開示をより効率的にするための10の計画に関するスピーチを行ったⁱ。主な内容は以下のとおりである。

1. 国際的な会計基準に向けた進捗

2013年6月初めに、IASBはウェブサイトで、各国のIFRSアドプション状況に関する調査結果を公表したⁱⁱ。本調査結果によって、IFRSアドプションに対して大変励みになる見解が得られている。まず第一に、国際的な会計基準の単一セットとしてIFRSへの普遍的な支持がある。95%の国が高品質な国際的な会計基準の単一セットの概念に対して、公的にコミットしている。さらに、ほとんどの国が単一セットはIFRSでなければならないことを確認しており、これには米国証券取引委員会 (SEC) も含まれる。次に、インタビューを受けた80%の国は、すべて又はほとんどすべての公開企業について、IFRSをアドプションしていると報告している。残り11の非アドプション国のほとんどは、シンガポールのように、IFRSアドプションに向けて大きく進展している。各国がIFRSをアドプションしたというが、多くの例外があると世界中の人は知っている。しかし現実には、IFRSはほとんど修正されずに各国でアドプションされている。一方で、欧州のようにエンドースメント・プロセスがあ

ることもわかっているが実際は、40%の国は、エンドースメント・プロセスを経ずに、自動的にIFRSをアドプションしている。また、マレーシアにおけるIAS第41号「農業」の適用延期は、自国基準からIFRSへの移行を支援するための一時的な取扱いとみられる。経過的な調整のほとんどは究極的には解消する。2013年6月に公表されたIAS第41号修正案は、合理的な異議申立てに対応したものである。

米国・日本・インドのような大国がIFRSを完全にアドプションしていないことを認識しているが、そのような国においても、想像以上の進展がある。日本は完全なIFRSの使用を既に容認しており、最近では、IFRSのアドプションを容認する企業の範囲を拡大している。日本経団連によると、近い将来 (2~3年内) に、日本の大企業の約60社はIFRSを使用し、当該60社は東京証券取引所の時価総額の20%を示すとされる。多くの人の考えとは逆に、日本におけるIFRSに向けた原動力はまだ非常に強い。

米国では、450社以上の外国登録企業がIFRSを使用して報告してお

り、時価総額は5兆ドルになる。したがって、米国におけるIFRSの使用がわずかとはいえない。

2. 最近の作業計画（金融商品の減損）

IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）は、発生損失モデルを予想損失モデルに置き換える提案を開発した。金融危機の間、発生損失モデルには深刻な欠陥があることが明確となった。

2013年初めに、IASBはFASBと共同で開発した簡素化した予想損失モデルについてコメントを求めて公表した。このモデルによって、発生損失モデルよりも適時に信用損失を認識することになる。同時に、FASBは、別の予想損失モデルを開発し、これにより資産の当初認識時に、全期間の予想損失を認識することになる。

IASBとFASBの見解の相違は望ましいものではないが、共同で行ったすべての検討結果が失われたわけではない。両審議会の提案のコメント期間は重なっている期間があり、両審議会は見解の相違の解決のためにお互いの見解を熱心に聞こうとしている。両審議会は、この重要な分野におけるコンバージェンスを達成するために、できることはすべて行う必要があると認識している。

3. ボイラープレートの打破（財務開示における行動様式の変化）

多くの企業の年次報告書は分厚くなっているが、有用な情報量は必ずしも同じく増加しているわけではない。危険なことは、年次報告書がコミュニケーションの手段ではなく、単にコンプライアンスの文書となっていることである。

2013年1月に我々は、規制当局、

作成者、監査人、利用者、基準設定主体を集めて、開示の問題に様々な見解があることを理解した。共通の結論は、開示の問題の多くの側面は、行動面の要因と関係があるということであった。

例えば、多くの作成者は、慎重すぎるくらいに慎重になり、すべてを開示に投げ入れる。規制当局から財務諸表を修正再表示するように求められるリスクを冒したくないのである。作成者、監査人、規制当局の無理もないリスク回避によって、チェック・ボックスを埋める気質となるのである。その結果、財務諸表のコミュニケーション値が低下している。

また、IASBは、1月の開示イベントで聞いたすべての主要なメッセージを示したフィードバック文書ⁱⁱⁱを公表した。この文書に基づいて、財務報告の開示を改善するための10の計画を設定したい。

- (1) 重要性の原則は、重要項目を含めなければならないというだけでなく、重要でない開示を除外する方が望ましくなり得ることを、IAS第1号「財務諸表の表示」で明確にしなければならない。あまりにも詳細であると、重要な情報の理解を困難にすることがあり得るため、企業は積極的に不要物を減らさなければならない。過ぎたるは及ばざるがごとしである。
- (2) 重要性の評価は、注記を含めた財務諸表全体に適用されることを明確にしなければならない。多くの人は、主要な財務諸表上で表示科目とされていない項目を、念のため、注記で開示する必要があると考えている。そうではないことを明確にしなければならない。ある項目が重要でない場合、財務諸

表のどこにも開示する必要はない。

- (3) ある基準が企業の財務諸表に目的適合的である場合、当該基準のいずれの開示要求事項も、自動的に重要な情報を提供することにはならないことを明確にしなければならない。代わりに、どの開示も重要性を個別に判断しなければならない。
- (4) 財務諸表の注記の順序を説明していると解釈される用語をIAS第1号から削除する予定である。これにより、企業がより論理的かつ全体的な方法で、情報を伝達することを容易にできるようにしなければならない。
- (5) IAS第1号は、企業が会計方針を財務諸表のどこに開示するかについての柔軟性を与えるようにする。重要な会計方針は、財務諸表でより強調しなければならない。重要でない会計方針は、財務諸表の後方に追いやることができる。
- (6) 世界中の多くの利用者の要請により、純借入（net-debt）調整表^{iv}の要求事項を追加することを検討する。これにより、企業が「純借入」と呼ぶものに関する明瞭性を利用者に提供するだけでなく、財務諸表を通じて散乱する借入開示を集約し、リンクさせる。
- (7) 重要性に関する全般的な適用ガイダンス又は教育マテリアルのいずれかを作成することを研究する。そうすることで、監査人、作成者、規制者に、何が重要な情報を構成するのか、さらに、明確で統一した見解が提供されるはずである。この重要な事項について国際監査・保証基準審議会（IAASB）と証券監督者国際機構（IOSCO）と共に作業したいと考えている。

(8) 新基準を開発する場合、開示要求事項のために規範性のより少ない文言を用いるように努める。代わりに、開示目的及び当該目的を満たす開示例に焦点を当てる。最近の基準では、既にこれを始めており、重要性に関する判断の余地を明確に作り出している。

(9) 2013年の後半で、IAS第1号、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の根本的なレビューに着手するため、調査研究プロジェクトを開始する。本プロジェクトにより、財務諸表表示プロジェクトで既に行った作業の一部を再検討する。目標は、それら3つの基準を置き換えることであり、本質的には新たな開示フレームワークを作り出す。

(10) 最後に、これらの基準のレビューをいったん完了させて、次に、既存の基準における開示要求事項の全体的なレビューに着手する。

III IASBアップデート

本セッションでは、①IASBの新たな作業計画、②最近公表されたIFRS、③主要なMoUプロジェクト、④解釈指針委員会の活動、⑤適用後レビュー、⑥調査研究活動が取り上げられた。主な内容は以下のとおりである。

1. IASBの新たな作業計画

Stephen Cooper IASB理事からは、新たな作業計画はアジェンダ協議によって形成されており、2011年7月に公表されたアジェンダ協議文書に対するコメントとして、各国の会計基準設定主体と学界からの調査研究

を有効利用すべきとの意見があったことが説明された。その際、Cooper理事は、「テクニカル上の知見を得るために、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) を設立し、IASBのプロジェクトを定期的に議論している。また、特に、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) とASBJを利用することはベネフィットがあり得るため、将来の基準開発に役立てるように、アイディアの調査や情報収集のような初期の調査研究のために利用することを意図している」と述べた。

2. 主要なMoUプロジェクト

(1) 金融商品プロジェクト

Sue Lloyd IASBシニア・ディレクターからは、金融商品プロジェクト(分類及び測定、減損、ヘッジ)の説明が行われた。減損の説明の際に、Cooper理事からは、「IASBは初日損失を計上すべきでないとしているのに対して、FASBは初日損失をすべての場合に計上するとしており、概念上の根拠に関して同意するのは困難であった。規制環境上、米国の現行実務では、高目の引当で初期の損失計上を求めるとい背景がある。

さらにフィールド・テストによって、従前認識していたよりもIAS第39号適用の多様性が地域によってあることがわかり、比較可能性の欠如に対処する必要があった。また、利用者の見解は様々であり、例えば、アウトリーチの際に話したある利用者はFASBモデルに熱心であったが、規制当局的な観点に依拠していた。利用者の反応は、貸借対照表、損益計算書、規制当局のそれぞれの観点によって異なる」との説明が行われた。

(2) その他のプロジェクト

収益認識・リース・保険・料金規

制活動・SME向けIFRSについては、Cooper理事とLloydシニア・ディレクターから説明が行われた。収益認識プロジェクトについては、Lloydシニア・ディレクターから、①新基準の公表は2013年第3四半期であること、②発効日は2017年1月1日(早期適用可)であること、③適用上の首尾一貫性のために、IASB・FASB共同の適用グループ^vが設立され、適用上の質問に対応することが説明された。また、Cooper理事は、「今日の投資家セッション^wでは、ある投資家は、新たな収益認識基準が米国モデルを採用した細則主義であるとして不満を漏らしたが、これには全く反対である。新たな収益認識基準はまさしく原則主義であり、5つのステップに従うという基本原則は簡潔である」と述べた。また、リース・プロジェクトについて、Cooper理事は、投資家からのフィードバックによると、リースが資産・負債を創出することに肯定的であることを指摘した。

概念フレームワーク・プロジェクトについては、Philippe Danjou IASB理事から、プロジェクトの概要、ディスカッション・ペーパーが2013年7月中旬^xに公表されることが説明された。

3. 適用後レビュー

Danjou理事とAlan Teixeira IASBシニア・ディレクターから、IFRS第8号「事業セグメント」・IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューに関する説明が行われ、IFRS第3号の適用後レビューの対象は、すべての局面(特に、事業の定義・偶発対価・のれん)であるとされた。

【主な質疑応答】

- 金融商品の減損で提案されてい

るモデルでは、信用リスクの著しい増大^④が何であるのかに関して多様性が生じるとの意見に対して、Lloydシニア・ディレクターからは、「信用リスクの著しい増大には注意を払ったが、確かに解釈についての明確な区分はなく、判断に依拠する。我々は予想損失についてどのようにコンバージェンスしたらよいのか」と述べた。これを受けて、Hoogervorst議長は、「FASBが初日損失について批判を受けていると我々は認識している。FASBがモデルを変更しなければならないとの結論を下すかどうかをみてみよう」と述べた。

- 欧州証券市場監督局（ESMA）は減損に関する報告書^⑤を公表しており、基準設定主体の役割上、ESMAと競合しているのではないかと指摘に対して、Hoogervorst議長は、「ESMAと競合しているとは考えていない。ESMAには執行当局として多くの経験があり、お互いに必要としている。新基準の適用に関する情報は重要なシグナルとなり、基準開発時にはESMAから執行可能性に関するフィードバックを得ることは重要である」と回答し、「ESMAによるのれんの減損に関する調査報告書は興味深いものであり、適用に多様性があると述べている」と述べた。

IV 基調講演

Knotオランダ中央銀行総裁より、「透明性のある報告を通じた金融安定化」と題した基調講演が行われた。Knot氏は、バーゼル委員会が期待損失と非期待損失を区分しており、資本規制が非期待損失をカバーする

のに十分堅固でなければならないとする一方、IASBが期待損失の概念をIFRS第9号「金融商品」に含めることを歓迎している点に言及した。

その上で、Knot氏は、①財務報告と金融安定化は相互補完の関係にあり、透明性のある資本規制と期待損失の概念に基づく会計によって、金融機関の信頼性は高まり、金融安定化も改善されること、②監督規制当局とIASBは共通の利益を共有しており、バーゼル委員会とIASBは協力するだけの価値があること、③期待損失モデルはできる限り早く会計基準に含めなければならないと述べた。

V ブレークアウト・セッション

ブレークアウト・セッションとして、様々なプロジェクトが取り上げられていたが、ここではリースと保険契約について紹介する。

1. リース

Danjou理事とIASBスタッフから、リース公開草案（2013年5月公表）の主な提案内容が、以下のとおり説明された。

- コア原則は、リースから生じた資産及び負債を認識するというものであり、借手は、リース料の支払を行う負債（リース負債）とリース資産（原資産）をリース期間にわたり使用する権利を表す使用権資産とを認識する。
- リースから生じる費用及びキャッシュ・フローの借手による認識、測定及び表示は、借手が原資産に組み込まれた経済的便益の重大でないとはいえない部分を消費すると見込まれるかどうかに応じて決まることになる。実務の目的上、

この評価は多くの場合に原資産の性質によって決まることになる。

- 不動産以外の資産（例えば、設備、航空機、自動車、トラック）のリースの大半について、借手は当該リースをタイプAのリースに分類し、①使用権資産及びリース負債を認識し、リース料総額の現在価値で当初測定し、かつ、②リース負債に係る割引の振戻しを使用権資産の償却とは区分して利息として認識する。
- 不動産（土地及び（若しくは）建物又は建物の一部分）のリースの大半について、借手は当該リースをタイプBのリースに分類し、①使用権資産及びリース負債を認識し、リース料総額の現在価値で当初測定し、かつ、②単一のリース費用（リース負債に係る割引の振戻しを使用権資産の償却と合算）を定額ベースで認識する。

【主な質疑応答】

- 資産の定義について、「今回の提案は、リース対象となる部分的資産（より大きな資産全体の構成要素）に対して、どの程度まで適用されるのか」との質問に対し、IASBスタッフは、「公開草案にはガイダンスがある。物理的に区分できる部分までであり、例えば、建物のフロアはリース対象の資産に該当するが、ファイバー・ケーブルの一定割合の容量は該当しない。顧客が実際に一定期間、資産の使用を支配するのか、あるいは、供給者が顧客へのサービス提供をいまだに支配しているかを評価する」と回答した。
- IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」は公開草案に組み込まれているかどうか

かの質問に対し、IASBスタッフは、「公開草案は顧客が資産の使用を支配する権利を有するというIFRIC第4号を変更していない。主な変更は、支配の概念を収益認識の公開草案や連結基準の支配に近づけようとしたことである」と回答した。

- ある参加者からは、「企業に購入又はリースの選択肢があるかどうかを開始点とすると、タイプA・Bの区分を好む。タイプBの場合には購入の選択肢はなく、建物のフロアやショッピングセンターの店舗を対象とするのは合理的である。ただし、従業員個人が使用する社用車をタイプAの対象とするのは好ましくない。企業が使用するトラックのリースと従業員が使用する社用車のリースとは区別すべきであり、前者は資産計上するとしても、後者は補償型契約として費用処理すべきである」との意見が述べられたのに対し、IASBスタッフは、「両者を区分するという論点は理解した」とのみ述べた。
- ある参加者からは、「資産の使用権が負債を創出するというのは新たな考えでありこれほど重大な変更を正当化するだけの概念上の説明が行われていないため、リース基準は、概念フレームワークの後に出るのが自然である。特に、物理的資産の支配は無形資産サービスの支配とは全く異なる」との意見が述べられた。これに対して、Danjou理事は、「概念フレームワークでは、支配する資源として資産を定義しており、使用権はその定義に当てはまるため、使用権を資産とするために概念フレームワークを変更する必要はない。ただし、

リース契約とサービス契約の区分が難しいことは認識している」と回答した。

- 船舶（耐用年数は20～30年）のリース期間が3年で、消費される部分が制限されている場合のリース区分に関する質問に対して、IASBスタッフは、「船舶は不動産以外であり、状況にもよるが多くの場合はタイプAになる」と回答した。続いて、土地と建物の場合のリース区分に関する質問については、IASBスタッフは、「土地と建物は一緒にして評価する」と回答した。
- 「重要ではない」の定義に関する質問に対して、IASBスタッフは、「個人的見解だが、非常に小さい（pretty small）と考えている。ほとんどの車両・器具はタイプAとなる」と述べた。また、Danjou理事は、「企業の会計方針で首尾一貫して判断することになるのであり、明確な線引きは設定しなかった」と述べた。
- 2タイプアプローチに関してIASBスタッフが意見を求めたところ、ある参加者は、「タイプBのように人為的に費用を定額処理する場合、資産と負債をリンク表示するとゼロであり、サービス契約の処理と変わらないことになる」として、タイプAのみとするように再考した方がよいとの意見を述べた。

2. 保険契約

Cooper理事とIASBスタッフから、保険契約の公開草案（2013年6月公表）の主な提案内容が以下のとおり説明された。

- 利息費用を決定するための割引率を用いて測定した保険負債の帳

簿価額と、現在の割引率を用いて測定した保険負債の帳簿価額の差額をその他の包括利益（OCI）で認識する。

- 保険契約から生じる約束されたサービスと交換に権利を得ることを見込んでいる対価を反映する金額で、当該サービスの移転を描写する保険契約収益を表示しなければならない。
- 契約上のサービス・マージン^xは、将来のカバー及びその他の将来サービスに関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと過去の見積りの差額を調整しなければならない（ただし、契約上のサービス・マージンがマイナスの場合は除く）。

【主な質疑応答】

- 割引率の変更から生じる保険負債の変動をOCIに表示する提案について、ある参加者が、「OCI表示を強制とする提案は問題がある。選択適用とするのになぜ抵抗があるのか」と意見を述べたのに対し、Cooper理事が、「選択適用とする場合、企業レベル・ポートフォリオレベル・契約レベルのうち、どのレベルか」と質問したところ、この参加者は「ポートフォリオレベル」と回答した。さらに、Cooper理事が、「利用者はそのような柔軟性をどう考えるだろうか」と質問したところ、この参加者は「利用者は1つの会計処理を望むが、この場合は透明性が高まる。すべてを純損益にすることが利用者の観点と考えられる」と回答した。あるIASBスタッフは、「何人かの利用者と話したが、利用者のすべてが1タイプの公正価値変動を好むわけではなく、多くは公正価値

変動を区分する考えを好んでいる」と述べた。また、別のIASBスタッフは、「IASBは比較可能性の観点から選択適用としなかった。また、FASBは選択適用にはさらに抵抗している」と追加説明した。

- 2010年7月公開草案では要約マージン・アプローチ^{iv}による収益の表示を提案していたが、2013年公開草案では総額の業績表示に変更した点に関し、ある参加者が「保険業界にとってトップラインの数字は必要であるが、収益として表示する保険料^vの定義は複雑で直観的ではない」と意見を述べた。これに対し、Cooper理事は、「なぜ保険だけが特別なのか。保険料の一括受取を前提とすると、なぜ現金ベースで初日に収益を認識するのか」と反論した。
- 2010年7月公開草案では残余マージンを当初にロックインすることを提案していたが、2013年公開草案ではアンロックすることに変更した点に関し、ある参加者は、「生保業界からのフィードバックを受けて提案を変更したことを歓迎している。マージンのアンロックは必要であり、最も重要な問題である。しかし、残余マージンの部分的なアンロックではなく完全なアンロックを好んでおり、残余マージンが将来利益の現在価値を真に表わせば、財務諸表利用者にとってより有用な情報となる^{vi}」と述べた。

VI おわりに

IFRSカンファレンスの全体のセッションにおいては、必ず質疑応答の時間が設定されており、積極的に質

疑応答が行われていた。さらに、ブレークアウト・セッション（例えば、リース・保険プロジェクト）では、IASBボードメンバー・スタッフは、IASBの提案内容に関して賛成するかどうかを参加者に質問し、参加者の意見をよく聞こうとする態度で臨んでおり、アウトリーチ活動が行われているのと同じ状況であった。

また、Hoogervorst議長は、スピーチで触れたように、日本におけるIFRSの適用状況を肯定的にとらえている。このようなIASBの期待に応えられるか、今後の日本の対応が注目されるところである。

（日本公認会計士協会自主規制・業務本部 研究員IFRSデスク担当
公認会計士 又邊 崇）

〈注〉

- i IFRSカンファレンスにおけるHoogervorst議長のスピーチ原稿（ただし、実際のスピーチとは完全に同じではない）はIFRS財団及びIASBウェブサイトに公表されている（<http://www.ifrs.org/Alerts/Conference/Documents/2013/HH-Amsterdam-June-2013.pdf>を参照）。
- ii IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IFRS-Foundation-charts-progress-towards-global-adoption-of-IFRS-June-2013.aspx>を参照。
- iii 2013年5月にIASBは、「開示フォーラム—財務報告開示：フィードバック文書」（IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/2013/Feedback-Statement-Discussion-Forum-Financial-Reporting-Disclosure>

re-May-2013.pdfを参照) を公表している。

iv 純借入情報の開示は、欧州の実務として任意に提供されているという背景がある。欧州の財務諸表利用者の要請に応じて、財務諸表表示プロジェクトにおけるIASBのスタッフドラフト「財務諸表の表示」(2010年7月公表)では、①現金、②短期投資、③ファイナンス・リース、④借入カテゴリーの各表示科目の増減分析を表示し、当該項目の合計を含めることを提案していた。

v 2013年7月、FASBとIASBは収益認識の移行リソース・グループを最終基準公表後に設立することを公表している(IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-and-FASB-to-form-joint-transition-resource-group-for-revenue-recognition-July-2013.aspx> を参照)。

vi 特別セッション(投資家に焦点を置いたIFRSアップデート)は、IFRS第10号「連結財務諸表」、リース・プロジェクト、収益認識プロジェクト等をテーマとして取り上げて、アナリスト出身であるIASBボードメンバー3名、投資家(エラスムス大学ロッテルダム経営校・UBS投資銀行のDennis Jullens氏、モルガンスタンレーリサーチのPeter Joos氏)、作成者(バークレーズのDavid Bradbery氏)が議論する形式で進められた。

vii ディスカッション・ペーパー「概念フレームワークのレビュー」は2013年7月18日に公表されている。

viii 公開草案「金融商品：予想信用

(純借入情報の開示例)

	20X0年 12月31日	正味キャッ シュ・フロー	その他の 非資金変動	為替換算	その他の 再測定	20X1年 12月31日
長期借入	(2,050,000)	-	-	-	-	(2,050,000)
短期借入	(400,000)	(162,000)	-	-	-	(562,000)
借入未払 利息	(112,563)	83,514	(111,352)	-	-	(140,401)
リース 未払利息	(16,500)	16,500	(14,825)	-	-	(14,825)
リース 負債元本	(330,000)	33,500	-	-	-	(296,500)
合計	(2,909,063)	(28,486)	(126,177)	-	-	(3,063,726)
現金	61,941	8,951	-	3,210	-	74,102
短期投資	800,000	300,000	-	-	-	1,100,000
公正価値で 測定される 金融資産	485,000	(110,100)	-	-	98,700	473,600
合計	1,346,941 (1,562,122)	198,851 170,365	- (126,177)	3,210 3,210	98,700 98,700	1,647,702 (1,416,024)

損失」(2013年3月公表)では、報告日において、ある金融商品に関する信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、当該金融商品に係る予想信用損失を全期間の予想信用損失と同額で測定しなければならないとしている。

ix 2013年1月に公表されたESMA報告書「IFRS財務諸表におけるのれん及びその他の無形資産の減損に関する欧州執行者のレビュー」(ESMAウェブサイト <http://www.esma.europa.eu/system/files/2013-02.pdf>を参照)を指す。

x 2013年公開草案では、契約上のサービス・マージンは、保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識される未稼得利益を表わすとされる。従前は残余マージンと呼んでいた。

xi 要約マージン・アプローチは、包括利益計算書において保険料及び保険金の金額についての情報を提供せず、保険契約者から受け取る対価総額の一部(当初認識時のリスク調整及び残余マージン)の

みを収益として表示する。

xii 再審議の過程で既経過保険料(earned premium)と呼ばれていた表示を指す。

xiii 2013年公開草案では、契約上のサービス・マージンはリスク調整の変動について調整しない(リスク調整のすべての変動は直ちに純損益で認識する)とされるのに対して、契約サービス・マージンが契約の未稼得利益を表している場合、将来のカバーに関連するリスクの見積りの変更を反映するように調整すべきであるとする意見があるとされている(2013年公開草案BC36項参照)。